

車庫証明実務研究会規約

(会員及び目的)

第1条 この会は行政書士による任意団体とし、車庫証明業務その他の業務の研鑽をはかり、お互いのネットワークを活用する実務者の集まりを目的とし、研修・情報交換等の事業を行い、もって会員の資質の向上・業務拡大を目指すことを目的とする。

(所在地)

第2条 当会は会長の事務所所在地に置く。

(入会の承認)

第3条 会員は、車庫証明業務の実務者及びその過程にある行政書士並びに実務者になろうとする行政書士で、本会の目的に賛同し入会を希望する者のうち、役員が承認した者とする。

(研究内容・その他)

第4条 当会は車庫証明に関する次の事業を行う。

会員の研修、情報交換

会員同士のネットワークの構築

名簿の作成

その他当会の総会で定めた事業を行う

(総会、研究会の運営)

第5条 役員を選出、年間事業の内容の決定、規約の見直し等のため会長は総会を招集し、研究会を開催する。

2、総会は年1回とし、その他の研究会は年数回実施するものとする。

3、研究内容その他は総会の決議に基づき役員会に一任し、会長が責任を持つものとする。

(役員)

第6条 会には会長、副会長、事務局長(会計兼)、監事の各1名を置き総会の多数決により選出する。

2、相談役を置くことができる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は就任後1年とし、当初の役員は直後の定時総会までとする。補欠の役員は前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 役員選出に参加できる者は、現に当該総会に出席した会員とする。

2、会長は年1回会員名簿を作成し、総会に提出するものとする。

3、役員には総会で定めた手当てを支給できるものとする。

(会費)

第9条 会費は年間1万円とし、毎年6月末までに一括で指定された口座に振込み払いとする。期日までに振込が無い場合は自動的に退会したものとする。但し会長が承認した場合は例外とする。

2、会員は年度途中で退会した場合でもこの規約に定めがある場合を除き納入した会費の返還請求はできない。

(会計年度)

第10条 当会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(退会)

第11条 退会しようとする会員はその旨を会長宛届け出る(FAXも可)ものとする。その届出書は各自任意の様式とする。

(実務者名簿登録会員)

第12条 この研究会は会員名簿のほかに、車庫証明実務のネットワークを図るため、希望者による「実務者登録名簿」を作成し、実務の向上と連携を図るものとする。

(その他)

第13条 この規約に無い事項は総会の決議によるものとする。但し、急を要する事項については役員
の総意で決定し、後に総会に報告し承認を得るものとする。

(附則)

この規約は平成20年4月7日から施行する。

この改正後の規約は平成24年5月6日から施行する。